

令和4年監査公表第1号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和4年5月18日

半田市監査委員 西川 承

半田市監査委員 山本 半治

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和4年3月22日付け、提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は次のとおりであり、同条第5項の規定に基づき通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■丁目■■番地の■
■■■■

2 請求書の提出

令和4年3月22日

3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく、請求の要旨は、以下のとおりである。

○令和4年3月22日（その1）付け、住民監査請求書（4枚）

（請求書は原文のとおり。添付資料なし。）

地方自治法242条1項の規定に則り、以下の監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。（陳述の機会を求めます。）

1. 措置対象者

半田市長 久世孝宏です。

2. 請求の内容

令和4年1月20日から同3月16日までの間にみあう、半田市監査委員（西川氏と山本氏）に支給した住民監査請求の監査業務のために費した報酬分及び同期間にみあう半田市監査委員事務局職員（斎藤氏と鈴木氏と佐藤氏）に支払った住民監査請求の監査業務のために費した給料・一時金の各金額を半田市長は、対象者5人から返金させ、その返金額を半田市に返せ。

なお、対象の住民監査請求は、令和4年3月16日付けの3半監第196号-19の監査の結果通知文の分です。

3. 請求の理由

令和4年3月16日付け、半田市監査委員（2名）作成、■ ■あての「住民監査請求に係る監査の結果について（通知）」と題する文書は、半田市監査委員（同事務局職員を含む）が本来すべき監査判断を故意に実施せず、半田市選挙管理委員会（市総務課）職員の身勝ってでかつ自己中心的な主張を鵜呑みにして、住民監査請求を不正に棄却しています。

そのように述べる理由は、次の通りです。

（1）住民監査請求の本質から故意に目を背けている。

監査結果通知の6頁の第3. の「2. 監査の対象事項」の項に、次の記述があります。

「地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するか否かを対象とした。なお、公職選挙法に反し、事前選挙運動において不正・違法があったか否かは、財務に関する行為ではないため、住民監査請求の対象ではなく、監査委員が判断する事項ではない。」

ところが、「違法又は不当な公金の支出」と「公職選挙法に反し、事前選挙運動において不正・違法があったか否か」との2テーマの判断は、相互に密接な関係があり切り離すことはできません。半田市選挙管理委員会の4人の委員は、半田市長選挙が公正・公明に実施されるよう多方面から管理することで、半田市民（有権者）が立候補者に投票判断する際にその判断を立候補者による不正・違法な選挙運動によって誤って投票することを無くす必要があります。同委員会の事務局職員の役割も、4人の委員と同様です。

そして、半田市選挙管理委員会の委員に支払われる報酬及び同委員会事務局の職員に支給される給与・ボーナスは、前頁で記述をした役割りを果たすことに対する公金の支出です。

半田市監査委員と事務局は、現半田市長（久世氏）が告示前の違法選挙運動を行った事実から目を背むけることで、半田市選挙管理委員会の委員及び同委員会事務局の職員が本来行うべき市長選挙のための管理を行なわなかった事実を揉み消そうとしているにすぎません。

（2）市選管と事務局は、告示前選挙運動の不正・違法に対し、実質的な是正対策を行っていない。

半田市選挙管理委員会の4人の委員と事務局の3人の職員は、半田市長選挙立候補者とその関係者（後援会・政治団体）による告示前の選挙運動（違法です。）に対して、その対象者に注意喚起を促したとか、警察に情報提供しており、委員あるいは職員としての選挙管理を行なっている旨を主張しています。

ところが、半田市選挙管理委員会（事務局を含め）は、有権者が立候補者に投票判断する際に誰に投票するのかを公正公明に判断できない状況（今回の場合は、告示前の選

挙運動違反です。)を速やかに是正する責務があります。

ところが、この是正措置を全く行っていませんので、有権者の立場から見ると、半田市選挙管理委員会は、なにも選挙管理（是正措置）を行っていないと同様になります。

選挙運動は、告示後立候補届けを受理された以降でなければ、できない旨を法で規定しています。そして選挙運動の内容についても、多くの解説書等で明記しています。従って、半田市選挙管理委員会は、それらの規定や解説書等で事前に認識できますし、事前に把握・認識しておく責務があります。

昨年の半田市長選挙では、立候補者と、その関係者は、政治活動であるがごとく装ったり、後援会準備であるがごとく装って、告示前に選挙運動を行って有権者をそそのかして投票してもらうよう不正なはたらきかけを行っていることは明らかです。

請求人は、対象の住民監査請求書と共に、書証 1. 「地方選挙の早わかり」の 6 枚を提出して選挙運動になる活動を明示しています。

昨年の半田市長選挙での立候補予定者による告示前の活動は選挙運動であり違法です。

(3) 半田市監査委員と同事務局職員は、不良公務員である。

この件については、請求人から証拠を示して指摘しつづけていても、全く改まる様子がありません。

このような不良公務員に支払う報酬や給与・一時金は、半田市の財政上の予算にはありません。

市役所内に不良公務員が存在しつづけている一番の原因は、半田市役所の元職員が 20 年間半田市長になっていたことであり、現半田市長（久世孝宏）も、その延長線上の者であることは、本件対象住民監査請求書の中でその根拠を示したうえで述べている通りです。

半田市役所全体が犯罪組織化されているのです。

以上

第 2 監査の請求

令和 4 年 3 月 22 日に提出された住民監査請求書（4 枚）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けでこれを受理した。

第 3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して、令和 4 年 4 月 11 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、同月 8 日に請求人から、陳述すべき内容がないとの理由により、辞退の申出を受け実施していない。

2 監査の対象事項

法第 242 条第 1 項では、「普通地方公共団体の住民は、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、当該行為によって当該地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することが

できる。」旨を規定している。請求人から提出された「住民監査請求書」の措置を求める内容について、「令和4年1月20日から同3月16日までの間にみあう、半田市監査委員（西川氏と山本氏）に支給した住民監査請求の監査業務のために費した報酬分及び同期間にみあう半田市監査委員事務局職員（斎藤氏と鈴木氏と佐藤氏）に支払った住民監査請求の監査業務のために費した給料・一時金の各金額を半田市長は、対象者5人から返金させ、その返金額を半田市に返せ。」と記載され、具体的な損害額を明示する事実証明書の添付もなく判断できない。

したがって、令和4年1月20日から同年3月16日までの半田市監査委員2名の委員報酬及び半田市監査委員事務局職員3名の給料・一時金について、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するか否かを対象とした。

また、法第199条の2の規定に基づき、監査執行上の除斥を適用した。

3 関係書類の提出

監査対象部局については、半田市監査委員事務局として、関係資料の提出を求め、その要旨は次のとおりである。

(1) 監査委員事務局の職員等について

- ① 監査委員事務局の設置及び職員は、法第200条第2項に基づき、半田市監査委員に関する条例（平成3年6月27日条例第35号。以下「条例」という。）が定められ、条例第2条に基づき、事務局を設置している。監査委員事務局の職員は、条例に基づき、半田市監査委員事務局規程（昭和63年3月30日監査委員規程第1号。以下「規程」という。）が定められ、規程第2条に基づき、事務局に局長及び書記を置いている。
- ② 事務局職員の職務及び事務は、規程第3条に基づき、以下のとおり、定められている。

規程第3条〔職務〕

局長は、監査委員の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 書記は、上司の命を受け、事務を処理する。

3 局長に事故あるときは、上席職員がその職務を代理する。

事務局職員の事務は、規程第4条に基づき、以下のとおり、定められている。

規程第4条〔事務分掌〕

事務分掌は、次のとおりとする。

一 監査委員に関すること。

二 予算、決算等財務に関すること。

三 文書の收受、発送及び公印の管守に関すること。

四 監査資料の収集及び整備に関すること。

五 事務事業の監査、決算の審査及び出納検査に関すること。

- ③ 令和4年1月20日から同年3月16日までの間、事務局職員の勤務状況は、以下のとおりである。

ア 半田市職員服務規程（昭和43年6月14日庁達第5号）第3条第3項に基づく、無断欠勤は、該当者はいない。

イ 年次有給休暇の取得日数は、以下のとおりである。

所属長：特別休暇7日

職員 A : 年次有給休暇 1 日・病気休暇 1 9 日

職員 B : 0 日

ウ 住民監査請求に係る超過勤務時間は、以下のとおりである。

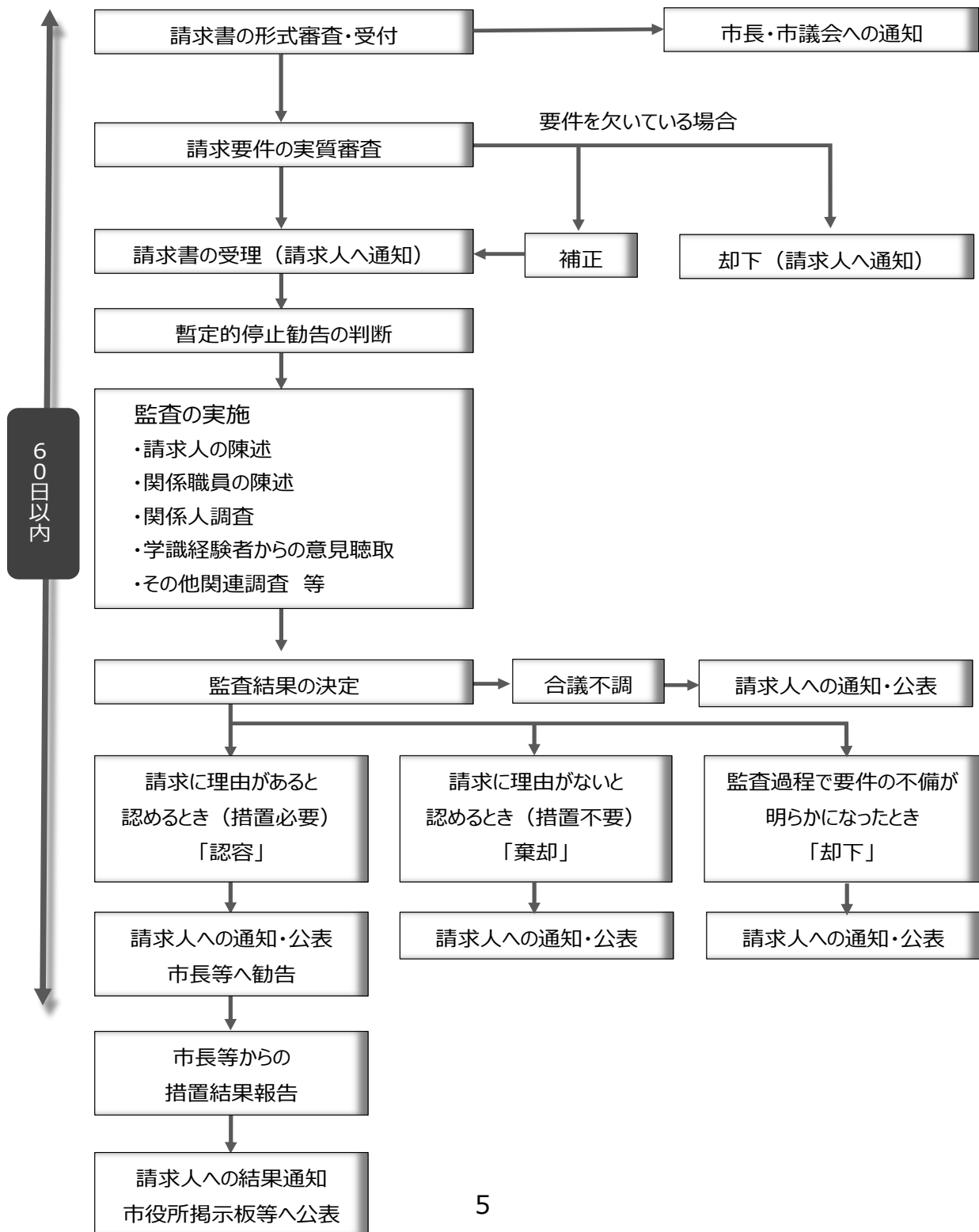
職員 A : 1 時間 1 5 分、職員 B : 4 時間

(2) 住民監査に関する業務等について

① 請求書が提出された場合は、法第 242 条に基づき、実施される。

なお、詳細については、以下の「住民請求の流れ（概要）」のとおりである。

住民監査請求の流れ（概要）



第4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

1 監査委員の報酬について

報酬は、半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年3月31日条例第5号）第1条の別表に基づき支払われている。

2 住民監査請求の流れについて

令和4年1月20日に提出された法第242条第1項に基づく、住民監査請求に関しては、同条第7項に基づく、証拠の提出及び陳述の機会を同年2月4日に与え、執行機関（半田市選挙管理委員会）からの監査資料の提出、同条第8項に基づく、執行機関の陳述の聴取を同年2月4日に実施している。また、令和4年1月24日付け住民監査請求補充書（6枚）、同年2月4日付け住民監査請求再補充書（5枚）及び住民監査請求再補充書（5枚）と題する文書に補充する文書（5枚）の提出があり、同日付けでこれらを受理している。

3 住民監査請求に対する結果の決定について

令和4年1月20日に提出された住民監査請求においては、法第242条第4項による勧告、同条第5項の規定による監査及び勧告並びに同条第10項の規定による意見についての決定は、同条第11項に基づき、監査委員の合議により判断している。

4 住民監査請求の事務について

法第200条第2項に基づき、条例が定められ、条例第2条に基づき、事務局を設置している。監査委員事務局の職員は、条例に基づき、規程が定められ、規程第2条に基づき、事務局に局長及び書記を置いている。また、事務局職員の職務及び事務は、規程第3条に基づき、監査（住民監査請求）に関する事務を担うこととなっている。

5 事務局職員の勤務状況について

事務局職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念している。また、無断欠勤者はなく、住民監査請求に係る超過勤務時間等も許容された範囲内であり、勤務状況に問題はない。

第5 判断

違法又は不当な公金の支出との主張について

1 令和4年3月22日に提出された住民監査請求書（4枚）の内容は、令和4年3月16日付け第196号-19による「住民監査請求に係る監査の結果について（通知）」への不服事項が記載されているとおりであり、その内容において、違法性及び不当性は認められない。

同年1月20日に提出された法第242条第1項に基づく、住民監査請求に対しては、上記の監査結果に記載のとおりであり、監査委員として、不正不偏の態度を保持し、同条第7項に基づく、証拠の提出及び陳述の機会を実施し、執行機関（半田市選挙管理委員会）からの監査資料の提出、同条第8項に基づく、執行機関の陳述の聴取を実施し、入手した証拠に基づき意見等を形成している。また、同条第4項による勧告、同条第5項の規定による監査及び勧告並びに同条第10項の規定による意見についての決定については、同条第11項において、「監査委員の合議によるものとする。」と規定されているところ、上記の監査結果は、監査委員の合議により、判断されている。

これらのことから、監査委員としての職務を執行に当たり、違法性及び不当性は認められず、監査委員の委員報酬の支払いは、相当と判断する。

- 2 監査委員事務局は、法第 200 条の規定に基づき、条例が策定され、事務局を設置している。その他には、規程を策定し、事務の処理及び職員の服務等を定めている。監査委員事務局職員は、上記の法や条例及び規程を遵守し、提出された住民監査請求に関する事務を処理する役割を担っている。

監査委員事務局職員（3名）は、職務の遂行に当たり、無断欠勤もなく、全力を挙げてこれに専念している。給与・賞与等について、「半田市職員の給与に関する条例（昭和 29 年 3 月 30 日条例第 12 号）」及び「半田市会計管理者事務決裁規程（平成 20 年 3 月 28 日訓令第 5 号）」に基づき、適正に手続きが行われおり、違法性及び不当性は認められない。

第 6 結果

- 1 本住民監査請求については、法第 242 条第 11 項の規定に基づき、監査委員の合議により、以下のとおり決定した。
ただし、監査委員に関する請求の判断については、2 人の監査委員自身が請求の対象者に相当するため、法第 199 条の 2 の規定に基づき、合議ではなく、1 人の監査委員が他の監査委員に対する請求を判断した。
- 2 本住民監査請求は、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、いずれも棄却する。

以上